

~誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつを目指して~

こまつ地域福祉計画

計画期間 令和8年度~令和12年度

小 松 市

(令和8年3月)

こまつ地域福祉計画 令和8年度～令和12年度 目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
(1)	福祉を取り巻く現状	
(2)	小松市都市デザインの概要	
(3)	小松市2040年ビジョンで都市像をイメージ化	
2	計画策定の趣旨	2
3	計画策定の位置づけ	3
4	計画策定の期間	4

第2章 計画の理念と目標

1	基本理念	5
2	重点目標と施策の方向性	5
3	施策の体系	7

第3章 施策の推進

1	重点目標と推進施策	9
2	施策の展開	13

重点目標1 みんなが健康で長生きできるまち

推進施策 ①	健康寿命の延伸と医療提供体制の整備	13
推進施策 ②	地域における介護・健康教育の推進	15
推進施策 ③	介護サービスの充実とケアマネジメント体制の整備	16
推進施策 ④	地域住民による介護予防	17

重点目標2 支え合い誰もが笑顔で暮らせる共生のまち

推進施策 ①	自立した生活を送るための支援	19
推進施策 ②	包括的な相談支援体制の整備	21
推進施策 ③	障がいへの理解促進と普及啓発	23
推進施策 ④	福祉にたずさわる人材の育成	25
推進施策 ⑤	地域に密着した福祉・介護ニーズの把握とサービスの体制整備	27
推進施策 ⑥	地域支援体制の推進	28

こまつ地域福祉計画 令和8年度～令和12年度
目 次

重点目標3 未来を担う次世代が輝くまち

推進施策 ①	身近な地域における子育て・学習活動の推進	31
推進施策 ②	成長に応じたサポート体制の充実	32
推進施策 ③	ひとり親家庭や発達に課題のある児童と保護者への支援	33
推進施策 ④	子育て世代や若者への相談支援体制の充実	34

重点目標4 自分らしく、いきがいを感じるまち

推進施策 ①	生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実	36
推進施策 ②	家族の幸せなライフステージを創生	38
推進施策 ③	高齢者や障がいのある人の就労・社会参加支援	40

重点目標5 市民の生活を守る安心・安全なまち

推進施策 ①	成年後見制度の利用の促進	42
推進施策 ②	デジタル化によるスマートシティの推進	45
推進施策 ③	住宅環境整備の促進	47
推進施策 ④	公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備の促進	48
推進施策 ⑤	地域防災力の強化	49

資料

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 福祉を取り巻く現状

わが国は、少子高齢化や人口減少が急速にすすみ、地域社会のあり方が大きく変化してきています。小松市においても、出生数の減少等により2005年にピークであった約10万9千人の人口は年々減少し、2040年には約9万4千人になり、高齢化率が35%に達するのではないかと推計されています。

こうした人口動態の変化に伴い、医療、介護、福祉などの社会保障費が増加する一方で、高齢者だけでなく、障がいのある方、発達障がいやひきこもりなど、生きづらさを抱える方への対応、また、8050問題、生活困窮、ヤングケアラーなど私たちを取り巻く地域福祉の課題は複合化・複雑化しています。

(2) 小松市都市デザインの概要

小松市都市デザインは本市における新しい時代にふさわしいまちづくりの方向性を示す指針として、平成27年10月に制定し、令和2年9月に2040年度を目標年次とする改訂を行いました。さらに、時代と共に変化する社会ニーズや市民ニーズに対応するため、令和6年9月に再度改訂しました。

市制100周年を迎える2040年においても人口10万人をキープするため、小松市の未来を表す6つの都市像を設定し、好循環のまちづくりでまちを大きく成長させます。都市目標として掲げる「世界に時めく日本海側の拠点都市こまつ」を目指し、様々な政策に取り組みます。

(3) 小松市2040年ビジョンで都市像をイメージ化

小松市都市デザインで設定された都市像を具体的にイメージ化した「小松市2040年ビジョン」に基づき、「小松を明るく、にぎやかに！」を合言葉に未来志向でのまちづくりを推進します。日本海側の「ウラ日本」の魅力を最大限に発揮し、隠れた魅力を活かす地域として、新たな価値を創造します。また、6つの都市像を掲げ、これらが互いに連携し好循環を生み出します。都市像は、①世界に時めく日本海側の拠点都市こまつ、②ものづくりが誇りの産業創生都市こまつ、③子どもたちの輝く未来創造都市こまつ、④誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ、⑤自然が映え文化が息づくふるさとこまつ、⑥ワンランク上の生活空間あふれるこまつ、となっています。

2 計画策定の趣旨

持続可能な地域福祉を実現するために「自助、互助、共助、公助」の連携は欠かせません。「自助」は一人ひとりが自らの生活や健康を守る基本的な力であり、自己を支える基盤となります。「互助」とは、隣近所等、地域住民同士が支え合い、身近な困りごとを助け合うことで、地域の絆を育む役割を果たします。一方で、「共助」は、制度化された、相互扶助での助け合いや支え合いであり、住民と組織が連携して地域課題に取り組みます。そして「公助」は自治体など公的機関による支援で、個人や地域の活動を補完する重要な役割を果たします。これら4助が相互に補い合い、地域全体で助け合う体制を整えることで、一人ひとりが安心して暮らせる地域共生社会が実現されます。

自助

本人や家族でできることは自ら行うこと。



互助

近隣住民や友人等、身近な人間関係の中で、自発的に支え合うこと。



共助

制度的な裏付けのもとに相互に支え合うこと。社協やNPO、ボランティアなどによる活動が含まれます。



公助

行政機関等が提供する公的な福祉サービス。



3 計画策定の位置づけ

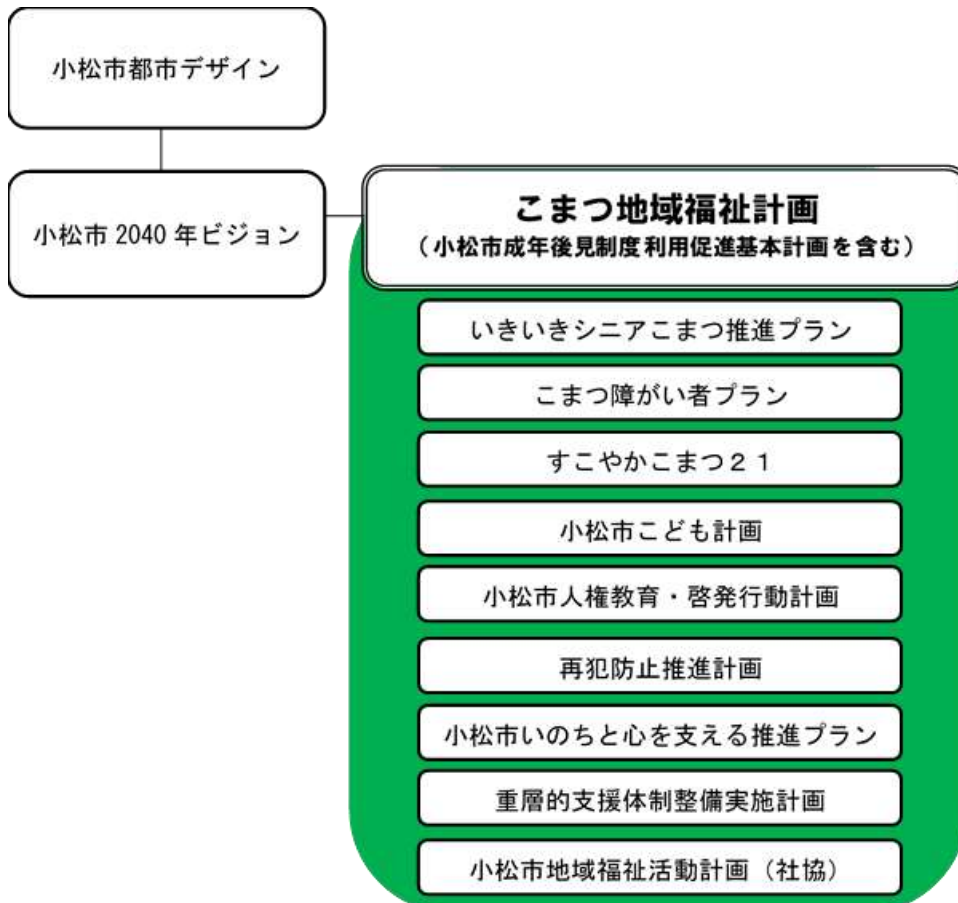
こまつ地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するもので、市行政運営の基本構想である「小松市都市デザイン」、そして都市デザインを具体的にイメージ化した「小松市 2040 年ビジョン」の個別計画として位置づけられています。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の分野別計画の整合性を図り、まちづくり、スポーツ、防災・防犯等の福祉以外の分野とも連携した地域福祉を推進するための総合的な計画です。

今回の計画では「小松市成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定し、成年後見制度の利用促進や権利擁護の施策を推進します。

本計画は、市の地域福祉施策の方向性を示すものとし、本計画をうけて、市社会福祉協議会が策定する「小松市地域福祉活動計画」（以下、「地域福祉活動計画」という。）と一体となり、市民、行政、事業者の協働による地域福祉施策の推進を図ってまいります。

【位置づけ図】



4 計画策定の期間

こまつ地域福祉計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

また、社会環境等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。



第2章 計画の理念と目標

1 基本理念

人口減少・少子高齢化が進み、高齢者、障がい者、子育て世代などを支援できる人が減少していく中、単なる支援ではなく、「支援を通じた自立」が求められます。老若男女みんなが互いに支え合うことで地域福祉を向上させ、すべての人が「いきがい」を持ち、お互いを尊重し、自分らしく生きていける「あたたかな未来」を目指します。

自立を育み いきがいを感じられる あたたかな未来へ

2 重点目標と施策の方向性

本計画を策定するにあたって、上記の基本理念をふまえ、以下のとおり5つの重点目標を定めました。この重点目標の施策の方向性を基に、各種の施策を展開します。

重点目標1 みんなが健康で長生きできるまち

(施策の方向性)

市民が、住み慣れた地域で、世代を超えて支え合いながら、安心した暮らしを実現するためには、まずひとりひとりが健康であることが重要です。小松市では、疾病予防や健康づくりを推進し、高齢者から子どもまで幅広い世代が自立した生活を送れるよう地域全体で取り組みます。

重点目標2 支え合い誰もが笑顔で暮らせる共生のまち

(施策の方向性)

人口減少や少子高齢化の進展、核家族化等により、地域福祉課題が多様化、複雑化しており、特に担い手不足の問題は深刻であると考えています。自らの努力だけでは自立した生活が維持できない場合には、地域全体で互いに支え合い、笑顔で生活していけるまちづくりを目指します。

重点目標3 未来を担う次世代が輝くまち

(施策の方向性)

未来を担っていく人材の確保のためには、次世代の子どもの育成や若年層の支援が欠かせません。育児から保育、教育へ成長段階に応じた切れ目のない支援を推進し、次世代の育成を図ります。また、高齢者や障がいのある人等がいきいきと暮らし、若者が自信を持って活躍していけるよう自立を目指した支援を図ります。

重点目標4 自分らしく、いきがいを感じるまち

(施策の方向性)

市民が、自分らしく、いきがいのある生活を営むには、就労や余暇の充実、地域活動の参加等が重要です。小松市では、誰もが就労や文化・スポーツ・ボランティア活動など社会参加に積極的に取り組める環境を整備し、世代や性別を問わず輝ける場を創出します。

重点目標5 市民の生活を守る安心・安全なまち

(施策の方向性)

自然災害や感染症に対し、迅速な支援が届く仕組みを整備し、平時からの地域のつながりや相互支援体制づくりに取り組みます。

また、認知症等により判断能力が十分でない人の権利擁護を推進するとともに、ICTやAIなどの最新技術を活用した福祉サービスの充実を図り、安心・安全な日常生活を提供します。



誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつを目指して

持続可能な福祉体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられる共生社会を目指します。

基本理念

自立を育み
いきがいを感じられる
あたたかな未来へ



重点目標1 みんなが健康で長生きできるまち

- ①健康寿命の延伸と医療提供体制の整備
- ②地域における介護・健康教育の推進
- ③介護サービスの充実とケアマネジメント体制の整備
- ④地域住民による介護予防



重点目標2 支え合い誰もが笑顔で暮らせる共生のまち

- ①自立した生活を送るための支援
- ②包括的な相談支援体制の整備
- ③障がいへの理解促進と普及啓発
- ④福祉にたずさわる人材の育成
- ⑤地域に密着した福祉・介護ニーズの把握とサービスの体制整備
- ⑥地域支援体制の推進



重点目標3 未来を担う次世代が輝くまち

- ①身近な地域における子育て・学習活動の推進
- ②成長に応じたサポート体制の充実
- ③ひとり親家庭や発達に課題のある児童と保護者への支援
- ④子育て世代や若者への相談支援体制の充実



重点目標4 自分らしく、いきがいを感じるまち

- ①生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実
- ②家族の幸せなライフステージを創生
- ③高齢者や障がいのある人の就労・社会参加支援



重点目標5 市民の生活を守る安心・安全なまち

- ①成年後見制度の利用の促進
- ②デジタル化によるスマートシティの推進
- ③住宅環境整備の促進
- ④公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備の促進
- ⑤地域防災力の強化



第3章 施策の推進

1 重点目標と推進施策

重点目標1 みんなが健康で長生きできるまち

推進施策 ① 健康寿命の延伸と医療提供体制の整備

- 1 各種健診，がん検診等の推進
- 2 かかりつけ医の普及推進
- 3 医療体制の構築

推進施策 ② 地域における介護・健康教育の推進

- 4 認知症サポーター養成講座の開催
- 5 介護予防講座の開催
- 6 健康講座の開催

推進施策 ③ 介護サービスの充実とケアマネジメント体制の整備

- 7 介護に関する相談窓口の充実
- 8 居宅介護支援専門員等との連携による情報の共有と支援体制の整備
- 9 介護保険サービスの質と量の確保

推進施策 ④ 地域住民による介護予防

- 10 いきいきサロンの開催
- 11 交流の場づくりの推進
- 12 地域サポートクラブの拡充

重点目標2 支え合い誰もが笑顔で暮らせる共生のまち

推進施策 ① 自立した生活を送るための支援

- 13 生活困窮者の自立支援
- 14 就労が困難な人への就労支援
- 15 障がいのある人の自立促進
- 16 福祉サービス利用支援の推進
- 17 ひきこもりや不登校など自立に向けて支援が必要な若者への支援体制の強化

推進施策 ② 包括的な相談支援体制の整備

- 18 障がい福祉に関する相談窓口の充実
- 19 総合相談，重層的支援体制の推進
- 20 市民相談の充実

推進施策 ③ 障がいへの理解促進と普及啓発

- 21 虐待等防止の推進
- 22 障がい理解と差別の解消
- 23 福祉体験学習の推進
- 24 福祉講演会等の開催

推進施策 ④ 福祉にたずさわる人材の育成

- 25 健脚推進ボランティアの養成
- 26 キャラバン・メイト，認知症サポーターの養成
- 27 心のサポーターの養成
- 28 障がいのある人に対するボランティアの養成・支援
- 29 地域福祉推進員の養成
- 30 災害ボランティアの育成支援
- 31 食生活改善推進員の養成

推進施策 ⑤ 地域に密着した福祉・介護ニーズの把握とサービスの体制整備

- 32 地域関係者の連携による地域の福祉ニーズの把握と共有化の促進
- 33 地域密着型サービスの充実
- 34 地域福祉型のサービスの展開
- 35 障がい福祉サービスの提供

推進施策 ⑥ 地域支援体制の推進

- 36 高齢者総合相談センターによる地域ネットワークの構築と支援を必要とする高齢者の把握・支援
- 37 自立した地域運営への支援
- 38 地域住民，民生委員，地区社会福祉協議会等による地域活動の支援
- 39 公共施設の有効活用の促進
- 40 社会福祉協議会との連携の促進，組織の充実強化
- 41 ボランティアセンターの充実

重点目標 3 未来を担う次世代が輝くまち

推進施策 ① 身近な地域における子育て・学習活動の推進

- 42 地域における子育て・学習活動の推進
- 43 世代を超えたふれあい活動の推進

推進施策 ② 成長に応じたサポート体制の充実

- 44 充実した教育・保育体制の推進
- 45 放課後児童クラブの運営

推進施策 ③ ひとり親家庭や発達に課題のある児童と保護者への支援

- 46 ひとり親家庭の自立促進
- 47 支援ツールの活用
- 48 早期支援

推進施策 ④ 子育て世代や若者への相談支援体制の充実

- 49 子育てに関する相談窓口の充実
- 50 発達に関する相談窓口の充実
- 51 支援に携わる人材の育成支援
- 52 セルフプランの作成支援
- 53 ファミリー・サポートセンターの充実

重点目標 4 自分らしく、いきがいを感じるまち

推進施策 ① 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実

- 54 いきがい活動の推進
- 55 文化教室の開催
- 56 生涯学習の推進
- 57 障がい者スポーツの推進

推進施策 ② 家族の幸せなライフステージを創生

- 58 出会いや結婚のサポート
- 59 不妊・不育治療の支援
- 60 3世代家族住宅への支援
- 61 女性の活躍支援
- 62 シルバー人材センターの活動支援

推進施策 ③ 高齢者や障がいのある人の就労・社会参加支援

- 63 高齢者・障がいのある人の就労機会の促進
- 64 障がいのある人の雇用促進
- 65 専門機関、福祉サービス事業者の連携による余暇活動等の推進

重点目標 5 市民の生活を守る安心・安全なまち

推進施策 ① 成年後見制度の利用の促進

- 66 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- 67 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- 68 不正防止の徹底と制度利用のしやすさとの調和

- 69 成年後見制度を必要とする誰もが利用できる制度の運用
- 推進施策 ② デジタル化によるスマートシティの推進**
 - 70 安心通報システム等の推進
 - 71 情報提供の推進
 - 72 福祉サービスのデジタル化の推進
- 推進施策 ③ 住宅環境整備の促進**
 - 73 高齢者・障がいのある人の住宅改善の促進
 - 74 市営住宅の提供
- 推進施策 ④ 公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備の促進**
 - 75 道路・公園等の整備促進
 - 76 交通ネットワークの再構築
- 推進施策 ⑤ 地域防災力の強化**
 - 77 地域で守る長寿防火推進
 - 78 長寿安心ネットの推進
 - 79 自主防災組織等との連携強化
 - 80 全ての人の予防・安全対策

2 施策の展開

重点目標 1 みんなが健康で長生きできるまち

推進施策①

健康寿命の延伸と医療提供体制の整備

健康寿命延伸のため、各種予防対策を推進します。

また、地域で安心し、健康に暮らしていくためには、身近な地域に、かかりつけ医を持つ体制が整っていることが必要です。

本市では、かかりつけ医の普及推進を図り、急病時の医療提供の体制を整備し、市民が安心して医療を受けることができるよう、関係機関と調整しながら情報提供や体制の整備に努めます。

事業内容	所 管
1 各種健診，がん検診等の推進 ○ 早期発見，早期治療のため，特定健診，長寿健診，成人歯科口腔健診，各種がん検診を実施します。また，検診の受診啓発を行い，受診率の向上を図ります。Web による申し込み等受診者の利便性を高めます。	いきいき健康課
○ 各健診・検診の受診後の相談や指導事業を実施し，生活習慣の改善や必要な受診の勧奨などを行い健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ります。	いきいき健康課
○ 市民病院は，生活習慣病など予防保健の広域拠点として，全市民の健康をリードします。	市民病院

事業内容	所 管
<p>2 かかりつけ医の普及推進</p> <p>○ 住み慣れた地域で安心して医療が受けられるようにするため、かかりつけ医をもつことの啓発や市内の医療機関等の情報提供の支援を行います。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>3 医療体制の構築</p> <p>○ 休日・夜間の初期救急医療の充実を図ります。</p> <p>○ かかりつけ医との連携や入院が必要な場合の二次救急医療への迅速な対応など地域医療機関との連携を密にして安心して受診できる医療体制を整備します。</p>	<p>いきいき健康課 南加賀急病センター 市民病院</p> <p>南加賀急病センター 市民病院</p>



推進施策②**地域における介護・健康教育の推進**

地域でいつまでも健康で過ごすために、介護・健康教育についての推進を図り、市民の理解や知識を深めるために、地域における活動の場へ専門職を派遣するなど、学習の場の充実を支援します。

事業内容	所 管
<p>4 認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>○ キャラバン・メイトの協力を得て、町内会、学校、職場などで講座を開催し、認知症の人やその家族を地域で支えるための認知症サポーターを養成し、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。</p>	長寿介護課
<p>5 介護予防講座の開催</p> <p>○ 介護に対する関心を高め、介護が必要にならないように取り組む人を増やすため、介護予防に関する知識とその重要性についての講座や健康づくり・介護予防に関する講話、体操の実技等を行います。</p> <p>○ フレイル予防の推進のため、支援体制の充実を図ります。また、医療・保健・介護分野が連携した早期の把握・介入の仕組みづくりに努めます。</p>	<p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課 いきいき健康課</p>
<p>6 健康講座の開催</p> <p>○ 町内会や各種団体、グループからの申し込みにより、出前健康講座を実施します。</p>	いきいき健康課

推進施策③**介護サービスの充実とケアマネジメント体制の整備**

高齢者が地域で自立した生活を送るために、必要となる介護サービスの提供体制の整備を図ります。

事業内容	所 管
7 介護に関する相談窓口の充実 ○ 市内9カ所に高齢者総合相談センターを設置し、地域の高齢者の身近な相談窓口として、高齢者やその家族の支援を図ります。また、小松市社会福祉協議会では、介護者の会の設立や介護相談窓口の設置など、介護者のサポートを推進します。	長寿介護課 小松市社会福祉協議会
8 居宅介護支援専門員等との連携による情報の共有と支援体制の整備 ○ 地域ケア会議や支援困難ケースのケース検討会を開催し、地域の課題やニーズの共有・情報の提供を行います。	長寿介護課
9 介護保険サービスの質と量の確保 ○ 介護サービスの利用者の需要と供給のバランスや介護保険料の抑制等を踏まえ、計画的に事業所や施設を整備していきます。また、運営指導、介護サービス相談員の派遣、スキルアップ研修の実施等によるサービスの質の向上を図るとともに、ICTの活用による業務効率化の推進やサービス提供体制の強化を支援します。	長寿介護課



推進施策④**地域住民による介護予防**

地域住民自らが、自分たちの地域を元気にしていく活動を推進していきけるよう助成金の交付や研修会等の開催などを行っています。

事業内容	所 管
<p>10 いきいきサロンの開催</p> <p>○ 地域のいきいきサロン世話人やボランティアが、地域に住む高齢者を対象として、体操やレクリエーション等の介護予防活動を積極的に推進していきけるように助成金の交付を行い、また、健脚推進ボランティアの養成や育成研修会の開催を行います。</p> <p>また、誰でも気軽に自分の健康をチェックできるような機器の活用や、動画配信やリモート開催等、感染症や天候に左右されないようなICTの活用も検討します。</p>	<p>長寿介護課 小松市社会福祉協議会</p>
<p>11 交流の場づくりの推進</p> <p>○ 高齢者の閉じこもりや低栄養を防ぐために地域住民によるサロンや地域交流の場（ミニデイなど）づくりを推進します。</p> <p>民間事業者のノウハウを活用した多様なニーズに対応できるサロンを推進します。</p> <p>○ 高齢者の閉じこもりや低栄養を防ぐために地域住民によるサロンや地域交流の場（ゆったりサロンなど）づくりを推進します。</p> <p>多様なニーズに対応できるサロンとなるよう、ゆるスポーツやフローラル活動など幅広い活動の場を提案します。</p>	<p>長寿介護課 小松市社会福祉協議会</p> <p>長寿介護課 小松市社会福祉協議会</p>

事業内容	所 管
<p>12 地域サポートクラブの拡充</p> <p>○ 日常生活において、支援を必要とされる高齢者を地域内でサポートすることにより、困りごとを解消し、安心して生活できる環境をつくり、地域福祉の充実を目指します。</p> <p>さらに、サポート内容を拡充したサービスを創設し、実施していきます。</p>	<p>長寿介護課 小松市社会福祉協議会</p>



重点目標 2 支え合い誰もが笑顔で暮らせる共生のまち

推進施策① 自立した生活を送るための支援

働きたくても働けないなど生活に困りごとや不安、生きづらさを抱えている人へ寄り添い、自立に向け支援します。

事業内容	所 管
<p>13 生活困窮者の自立支援</p> <p>○ こまつふれあい支援センターや保健、医療、住宅等関係部署、民生委員・児童委員、障がい者相談支援事業所、発達支援センター、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携し、生活困窮者の支援の強化を図ります。</p> <p>○ NPO 法人、各種団体などが行うフードバンク・フードドライブを活用し、生活困窮者等の食料支援通じて相談援助に繋げ自立支援に努めます。</p>	<p>ふれあい福祉課 小松市社会福祉協議会 すこやかセンター 長寿介護課</p> <p>ふれあい福祉課 小松市社会福祉協議会</p>
<p>14 就労が困難な人への就労支援</p> <p>○ 様々な理由により直ちに一般就労が困難な人に対して、支援付の就業訓練の場を提供するなど、社会参加や就労までの支援を行います。</p>	<p>ふれあい福祉課</p>
<p>15 障がいのある人の自立促進</p> <p>○ 小松市障害者自立支援協議会が中心となり、福祉、保健、医療、教育、雇用等の各関係機関と連携を図りながら、地域課題やニーズの把握、社会資源の開拓など、障がいのある人の社会参加や自立に向けた支援を行います。</p>	<p>小松市社会福祉協議会</p>

事業内容	所 管
<p>16 福祉サービス利用支援の推進</p> <p>○ 認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方が、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう支援を推進します。</p>	<p>小松市社会福祉協議会</p>
<p>17 ひきこもりや不登校など自立に向けて支援が必要な若者への支援体制の強化</p> <p>○ ひきこもりや不登校など生きづらさを抱えている若者及びその家族に、アウトリーチを通じた伴走型支援と自宅以外で安心して過ごすことができる居場所等を提供し、孤独・孤立化を防止するとともに社会参加に向けた支援を行います。</p> <p>○ 各関係部署との連携を図り、課題を抱えている若者やその家族への切れ目のない支援体制の確立を推進します。</p>	<p>くらしあんしん相談センター</p> <p>すこやかセンター 基幹相談支援センター ふれあい福祉課 こども家庭センター 学校教育課 教育研究センター 小松市社会福祉協議会</p>



推進施策②

包括的な相談支援体制の整備

複雑化、多様化する市民ニーズに対応するため、福祉・介護・子育て等に関する専門的な相談ができる窓口の充実を図ります。

事業内容	所 管
<p>18 障がい福祉に関する相談窓口の充実</p> <p>○ 令和6年度に設置した基幹相談支援センターの窓口において、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人だけでなく、障がい者手帳がない人でも、心身の発達に課題のある人や精神保健に課題のある人への相談支援を行います。</p> <p>○ 市内5カ所に設置した事業所を中心に障がいのある人の生活全般の相談支援を行い、福祉、保健、医療、教育等の関係機関や地域住民、ふれあい支援センターなどと連携を図りながら相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>○ 障がいのある人の安心の確保のため、24時間365日の相談支援体制の中核拠点として設置した「障がい者相談支援センター」において、緊急時の受入・対応などの支援ニーズに応じます。</p>	<p>くらしあんしん相談センター</p> <p>ふれあい福祉課 基幹相談支援センター 小松市社会福祉協議会</p> <p>ふれあい福祉課 基幹相談支援センター 小松市社会福祉協議会</p>
<p>19 総合相談、重層的支援体制の推進</p> <p>○ 相談のワンストップ化を目的として設置した「こまつふれあい支援センター」において、あらゆる相談に対応できる総合相談体制の充実を図ります。</p> <p>○ 関係機関が連携し、制度や分野の枠を超えた重層的で切れ目のない相談支援体制を構築により、ひきこもり、8050問題、生活困窮などの複雑化・複合化する多様な支援ニーズに対応します。</p>	<p>小松市社会福祉協議会</p> <p>くらしあんしん相談センター 基幹相談支援センター ふれあい福祉課 小松市社会福祉協議会 長寿介護課 こども家庭センター いきいき健康課</p>

事業内容	所 管
<p>20 市民相談の充実</p> <p>○ 日常生活における法律問題や悩みごとに対応するため、弁護士や司法書士等の専門職による市民相談を開催します。</p> <p>○ 小松市消費生活センターに専門相談員を継続配置し、消費生活に関するトラブルの解決や相談の支援を図ります。</p> <p>○ 小松市パープルほっとラインを設置し、配偶者やパートナーからの暴力、性暴力被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性からの相談に対応し、支援を図ります。</p> <p>○ 犯罪をした者等が出所し、円滑に社会の一員として復帰するためには、地域住民の受け入れと住まいと仕事の確保が必須であるため、小松市「リ・スタート」(再犯防止)計画の方向性を基本としつつ、重層的支援体制整備事業など他の事業と連動しながら、仕事と住まいの確保、福祉サービスの充実を図ります。</p>	<p>くらしあんしん相談センター</p> <p>くらしあんしん相談センター</p> <p>こども家庭センター</p> <p>くらしあんしん相談センター</p>



推進施策③

障がいへの理解促進と普及啓発

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいへの理解促進と普及啓発に努め、虐待等防止の推進を図ります。

事業内容	所 管
<p>21 虐待等防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小松市くらしあんしんネットワーク協議会を設置し、児童あんしん部会、高齢者あんしん部会、障がい者あんしん部会、DV 防止部会、いのちと心の部会の各専門部会により、関係機関相互の連携・協力を基に虐待防止や自殺予防対策の取り組みを推進します。 ○ 児童相談所と連携し、虐待のおそれのある児童の見守りや保護を行い、また、子育ての困難な家庭への育児指導・支援を行うため子ども家庭支援員・虐待対応専門員を配置します。 ○ 高齢者総合相談センターとの連携により、高齢者の保護や養護者の支援を図ります。 ○ 母子保健事業を実施し、保健師の家庭訪問や育児相談などを通じて、子育てに不安のある保護者や育児負担を感じている保護者の支援を図ります。 ○ 人権侵害をなくし、人権尊重の意識を高めるため、人権教育・啓発の取り組みを推進します。 	<p>くらしあんしん相談センター</p> <p>こども家庭センター</p> <p>長寿介護課</p> <p>すこやかセンター</p> <p>くらしあんしん相談センター</p>

事業内容	所 管
<p>22 障がい理解と差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい理解の共有を図るとともに差別のない誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。 ○ 障がいのある人もない人も、互いに尊重し合う共生社会を目指し、共生フォーラムを開催します。 	<p>ふれあい福祉課</p> <p>ふれあい福祉課</p>
<p>23 福祉体験学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育において、授業や特別活動において高齢者施設・障がい者施設の訪問や交流、介助体験や疑似体験を行い、幼少時からの理解促進を図ります。 ○ 小・中学生及び市民と障がいのある方が直接ふれあう機会等を設けて、障がいに対する理解を深める障がい者ふれあい事業を推進します。 ○ 手話や点字など障がい特性に合わせた多様なコミュニケーション方法の普及と理解を深める障がい者ふれあい事業を推進します。 ○ 福祉ボランティア体験を実施し、障がい理解の推進を図ります。 	<p>学校教育課</p> <p>ふれあい福祉課</p> <p>ふれあい福祉課</p> <p>小松市社会福祉協議会</p>
<p>24 福祉講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の理解を深めるため、福祉講演会等の開催を推進します。 ○ 子育てをしているすべての保護者を対象に、お子さんとの関わり方など子育てに関する内容の子育て応援講座の講師派遣を行います。 	<p>小松市社会福祉協議会</p> <p>すこやかセンター</p>

推進施策④**福祉にたずさわる人材の育成**

誰もが困ったときに助け合い、支え合うことができる地域とするためには、地域福祉を推進する人材の育成が欠かせません。市民一人ひとりが興味・関心を持った地域福祉活動に気軽に参加できるように、地域福祉や地域活動を支える人づくりを推進します。

事業内容	所 管
25 健脚推進ボランティアの養成 ○ いきいきサロン等で活動を継続していくため健脚推進ボランティアの養成を図ります。	長寿介護課
26 キャラバン・メイト、認知症サポーターの養成 ○ 認知症の方やその家族の応援者である認知症サポーターの育成を担うキャラバン・メイトを養成し、地域の情報交換やスキルアップを図るために連絡会を開催します。 ○ キャラバン・メイトの協力を得て、町内会、学校、職場等の様々な場で『認知症サポーター養成講座』を開催し、認知症を理解し、認知症の人やその家族の支援者を養成します。	長寿介護課 長寿介護課
27 心のサポーターの養成 ○ メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをできる「心のサポーター」を養成します。	ふれあい福祉課
28 障がいのある人に対するボランティアの養成・支援 ○ 点訳・音訳・手話・要約筆記ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。	ふれあい福祉課 小松市社会福祉協議会

事業内容	所 管
<p>29 地域福祉推進員の養成</p> <p>○ 民生委員と協力し、認知症や高齢者のみ世帯の見守りをする地域福祉推進員を育成します。</p>	小松市社会福祉協議会
<p>30 災害ボランティアの育成支援</p> <p>○ こまつ災害ボランティア連絡会と連携し、体験講座等スキルアップ講座を開催し、ボランティアを育成支援します。</p>	小松市社会福祉協議会
<p>31 食生活改善推進員の養成</p> <p>○ 地域での正しい食生活の定着を目指すために、食を通じたボランティア養成講座を実施します。</p>	いきいき健康課



推進施策⑤**地域に密着した福祉・介護ニーズの把握とサービスの体制整備**

行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の地域関係者との連携により、地域のニーズを把握し、情報の共有化を進めるとともに、地域に合ったサービス体制を整えていきます。

事業内容	所 管
<p>32 地域関係者の連携による地域の福祉ニーズの把握と共有化の促進</p> <p>○ 地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、さらに小松市障害者自立支援協議会等と連携し、地域課題や福祉ニーズの把握、情報の共有を図り、地域福祉サービス体制の向上を図ります。</p>	小松市社会福祉協議会
<p>33 地域密着型サービスの充実</p> <p>○ 介護サービスの利用者の需要と供給のバランス、介護保険料の抑制等を踏まえ、計画的に地域密着型サービス事業所に限らず事業所・施設を整備します。</p>	長寿介護課
<p>34 地域福祉型のサービスの展開</p> <p>○ 地域サポートクラブ事業や地域サポートクラブ＋（プラス）事業、いきいきサロンやゆったりサロン等、地域ニーズに合った新しいサービスを推進します。</p>	小松市社会福祉協議会
<p>35 障がい福祉サービスの提供</p> <p>○ 事業所への実地指導や新たな社会資源の開拓等により、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がいのある人に対し、安定した福祉サービスが提供できるよう、事業所の体制強化を支援します。</p> <p>○ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けられる共生型サービスを提供する事業所の整備を推進します。</p>	<p>ふれあい福祉課 基幹相談支援センター</p> <p>ふれあい福祉課 長寿介護課</p>

推進施策⑥

地域支援体制の推進

行政、民間事業者、地域ボランティアなどが連携し、地域の自主的な福祉活動を促進し、支援が必要な人を把握するとともに、その課題や問題をその地域で解決できる体制の確立を支援します。また、社会福祉協議会の活動が活性化するように、組織の充実強化を支援し、ボランティア団体等のニーズに対応できる体制を整備します。

事業内容	所 管
<p>36 高齢者総合相談センターによる地域ネットワークの構築と支援を必要とする高齢者の把握・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者総合相談センターが中心となって、地域ネットワークを構築し、高齢者世帯への訪問や地域ケア会議、地域連絡会により支援を必要とする高齢者の実態把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら支援します。 ○ 高齢者総合相談センターに消費者協力団体の委嘱を行い、高齢者の見守りの強化や詐欺被害防止の支援に取り組みます。 	<p>長寿介護課</p> <p>くらしあんしん相談センター</p>
<p>37 自立した地域運営への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校下公民館や地区社会福祉協議会など地域運営組織づくりを支援します。 ○ 地域全体で支え合う福祉の充実に向け、民生委員・児童委員を支援します。 ○ 町内会における取組や、地域課題の解決を目指して地域の各種団体が協力し組織する地域協議会の設立など、各種地域活動をサポートし、持続可能な地域づくりを市民共創で進めます。 	<p>地域振興課 生涯学習課 小松市社会福祉協議会</p> <p>ふれあい福祉課 小松市社会福祉協議会</p> <p>地域振興課</p>

事業内容	所 管
<p>38 地域住民，民生委員，地区社会福祉協議会等による地域活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が積極的に自治活動に参加するよう啓発し，町内会や民生委員・児童委員等の地域住民による支援の必要な人への見守り活動等を促進します。 ○ 地区社会福祉協議会，地区民生委員児童委員協議会の合同会議により，支援が必要な人の把握や情報共有を図ります。 ○ 民生委員による見守り名簿の作成と地域住民との連携により見守り活動を行います。 	<p>小松市社会福祉協議会 こども家庭センター</p> <p>小松市社会福祉協議会 こども家庭センター</p> <p>小松市社会福祉協議会</p>
<p>39 公共施設の有効活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア団体等が，事業内容に応じて市内にある公共施設を有効活用できるよう支援します。 	<p>長寿介護課 子育て環境課 いきいき健康課 ふれあい福祉課</p>
<p>40 社会福祉協議会との連携の促進，組織の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画と連動した「地域福祉活動計画」が推進されるよう社会福祉協議会と連携を図るとともに社会福祉協議会の運営基盤の強化に努めます。 ○ ささえあいのまちづくり懇談会を促進し，地区社協の活性化を図ります。 	<p>小松市社会福祉協議会 ふれあい福祉課</p> <p>小松市社会福祉協議会 ふれあい福祉課</p>

事業内容	所 管
<p>41 ボランティアセンターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア連絡協議会の運営などを通じて、ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティア派遣の調整を行います。 ○ ボランティア人口の拡大とボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアコーディネーター機能を強化します。 ○ 災害時ボランティアセンターとしての機能強化を図ります。 	<p>小松市社会福祉協議会</p> <p>小松市社会福祉協議会</p> <p>小松市社会福祉協議会</p>



重点目標 3 未来を担う次世代が輝くまち

推進施策① 身近な地域における子育て・学習活動の推進

核家族世帯の増加や少子化に伴い、子育てに関する様々な不安や相談が多様化し、子育て不安を抱える人が増えています。そのため、地域において安心して子育てができるよう、子育て不安の解消や子どもが健やかに育つための学習活動の機会を設けることを推進します。

事業内容	所 管
42 地域における子育て・学習活動の推進 ○ 認定こども園・保育園（所）・児童センターにおいて育児教室や子育て相談を行い、子育てに対する悩みや不安の軽減とこどもの健やかな発達を支援します。 ○ 育児不安をもつ人の課題に応じた教室を開催し、ピアカウンセリングを通し、親への育児力を育みます。 ○ 育児サークルなどへ講師を派遣します。	子育て環境課 すこやかセンター すこやかセンター すこやかセンター
43 世代を超えたふれあい活動の推進 ○ 認定こども園・保育園（所）・幼稚園において、近隣高齢者施設への訪問など地域のお年寄りとの交流や地域行事への参加など地域の方々との交流を通じて、世代を超えた活動を推進します。 ○ 学校教育において、地域行事への参加や世代を超えたふれあい活動を推進します。	子育て環境課 学校教育課

推進施策②**成長に応じたサポート体制の充実**

認定こども園・保育園（所）・幼稚園から小学校，小学校から中学校へ成長過程において一貫した切れ目のない支援を推進します。

事業内容	所 管
<p>44 充実した教育・保育体制の推進</p> <p>○ 子どもの健やかな成長を地域全体で支援していくため，小中学生の体験学習や実習生の受入れなど次世代育成支援に取り組めます。</p> <p>○ 認定こども園・保育園（所）・幼稚園と小学校で子どもに関する情報交換や行事交流等の連携を図り，また，小学校と中学校については，各中学校区を単位として，学習指導や生徒指導等において連携を図るよう指導します。</p>	<p>子育て環境課</p> <p>学校教育課 すこやかセンター</p>
<p>45 放課後児童クラブの運営</p> <p>○ 学校・家庭・地域等との連携のもと，こどもの自主性，社会性及び創造性の向上，基本的な生活習慣の確立等を図り，その健全な育成を図ります。</p>	<p>生涯学習課</p>



推進施策③	ひとり親家庭や発達に課題のある児童と保護者への支援
--------------	----------------------------------

ひとり親家庭に対して生活の安定のためのきめ細やかな支援を実施するとともに、保育所等における集団活動への参加が難しい児童に対して、小集団指導を通じた早期支援に努めます。

事業内容	所 管
46 ひとり親家庭の自立促進 ○ ひとり親家庭の生活安定のため、医療費の助成、自立支援教育訓練費支給事業、高等訓練促進給付金等支給事業、放課後児童クラブの利用支援事業などきめ細かなサービスを行います。	子育て支援課
47 支援ツールの活用 ○ 小松市オリジナルのサポートブック「そだちのノート○△□」の普及を推進し、作成の支援を行うことで、一貫した切れ目のない支援のためのツールとしての活用を図ります。	すこやかセンター
48 早期支援 ○ 未就学児で集団での活動が苦手と思われる児童に対し、小集団指導教室「サンサンキッズ」「おひさま教室」を開催し、それぞれの自信ややる気につながるよう早期支援に努めます。	すこやかセンター

推進施策④

子育て世代や若者への相談支援体制の充実

課題を抱えている子育て世代等への相談支援体制を整備することで、誰もが未来へ希望が持てる環境づくりを推進します。

事業内容	所 管
<p>49 子育てに関する相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園開放や親子つどいの広場など地域子育て支援拠点事業により、子育て親子の交流の場を提供し、未就園の子どもを持つ保護者に対し、育児不安等についての相談・援助等を行います。 ○ 定期の育児相談日のほか、随時、個別の育児相談を実施し、乳幼児を持つ保護者の育児不安解消を図ります。 ○ 子育てに悩む保護者に対し、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたペアレント・プログラム講座を実施し、「育てにくさ」に対する保護者支援を行います。 また、その講座を保育士等の研修としても活用し、身近な地域における子育てに関する相談窓口の充実につなげます。 ○ すこやかセンターにおいて、伴走型相談支援事業を実施し妊娠期から子育て期の相談体制の充実を図ります。 	<p>子育て環境課</p> <p>すこやかセンター</p> <p>すこやかセンター</p> <p>すこやかセンター</p>

事業内容	所 管
<p>50 発達に関する相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの発達に不安や悩みを持つ保護者への個別相談，個別指導を行います。 ○ 医療機関や発達の相談窓口と母子保健との連携により，健診後も継続的な支援をスムーズに実施することで，保護者の困り感が大きくなる前からの早期相談を実現します。 ○ 早期相談，早期支援を目的に，相談の入り口としての専門相談を実施し，様々なメニューを用意することで，保護者の多様なニーズに対応します。 	<p>すこやかセンター</p> <p>すこやかセンター</p> <p>すこやかセンター</p>
<p>51 支援に携わる人材の育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園や保育園（所），幼稚園，放課後児童クラブ等への巡回指導を実施し，担当保育士・指導員へ助言指導や支援を行います。 ○ 保育士等に対し，発達支援研修会や出前講座を実施し，地域において支援ができる人材の育成に努めます。 	<p>すこやかセンター</p> <p>すこやかセンター</p>
<p>52 セルフプランの作成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手帳や診断名を持たない，児童発達支援事業の利用希望者に対し，スムーズにサービスの申請が行なえるよう，セルフプランの作成支援を行います。 	<p>すこやかセンター</p>
<p>53 ファミリー・サポートセンターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり助け合う会員組織です。幅広く周知を行って会員数を確保し，子育てのニーズに迅速的確に対応します。 	<p>こども家庭センター</p>

重点目標 4 自分らしく、いきがいをを感じるまち

推進施策①

生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実

生きがいのある生活を営むためには、文化・芸術・スポーツなどの余暇活動の充実が大切です。誰もが、積極的に参加できるよう各種活動の推進を図ります。

事業内容	所 管
54 いきがい活動の推進 ○ 高齢者の生きがいづくりの機会と社会参加の場として老人クラブ活動への参加を推進します。 ○ 高齢者が能力や経験を活かし、働きながら地域社会の発展に寄与し、社会参加と生きがいの場としてシルバー人材センターへ参加を推進します。	長寿介護課 シルバー人材センター
55 文化教室の開催 ○ 障がいのある人の音楽、絵画、生け花、手芸などの文化教室や教養講座の開催や、発表機会について支援します。 ○ 幅広い世代に向け、市立公民館で、趣味教養や体づくり、健康づくりにつながる教室を開催します。	ふれあい福祉課 生涯学習課



事業内容	所 管
<p>56 生涯学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人が各種講座等に参加できるよう、手話通訳者及び要約筆記者の派遣，車椅子席の確保などに配慮し，生涯学習の機会の拡充を図ります。 ○ 地域における福祉講座として，はつらつ講座を開催し，高齢者の社会参加と地域活動の担い手の養成の場を提供します。 	<p>ふれあい福祉課</p> <p>長寿介護課</p>
<p>57 障がい者スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツを楽しむことができる環境を整え，障がい者スポーツの普及・振興を図ります。 ○ 障がいのある人がスポーツを始めるきっかけをつくれるよう，障がい者スポーツ指導員の養成を図ります。 ○ 年齢・性別・運動の得意・不得意等に関わらず，だれもがゆるっと楽しめるゆるスポーツの普及を通じて，健康づくりを推進します。 ○ 小松サン・アビリティーズを障がい者スポーツ施設の拠点とし，充実強化を図るとともに，障がい者スポーツの広報・プロモーション活動に取り組みます。 	<p>スポーツ育成課</p> <p>スポーツ育成課</p> <p>スポーツ育成課</p> <p>ふれあい福祉課</p>

推進施策②**家族の幸せなライフステージを創生**

女性や若者、高齢者がいきいきと活躍できる、3世代がこちよ家族の幸せなライフステージを創生します。

事業内容	所 管
<p>58 出合いや結婚のサポート</p> <p>○ 結婚相談員による結婚相談・出合いの機会を提供し、適切な助言・援助を行うなど、結婚を前向きに考える男女の出合いをサポートします。また、結婚相談を通して、相談者ご自身の魅力を発見していただき、良い出合いがその後の素敵な人生につながるようサポートします。</p> <p>○ 結婚を希望する方の出合いのイベントやセミナー等、結婚を応援する取組みを推進します。 また、経済的な理由等で結婚に踏み切れない若者を後押しするために、新婚世帯を対象に新生活のスタートアップにかかる費用の補助を行います。</p>	<p>小松市社会福祉協議会</p> <p>地域振興課</p>
<p>59 不妊・不育治療の支援</p> <p>○ 不妊・不育治療等に取り組むカップルの経済的負担を軽減するため、一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など）や生殖補助医療（体外受精や顕微授精）、不育治療の助成を行います。</p>	<p>すこやかセンター</p>
<p>60 3世代家族住宅への支援</p> <p>○ 子育て世代への環境支援や高齢者世代への安心な住環境を支援するため、3世代家族住宅の新築、増築又は購入される方に住宅建築奨励金の交付を行います。</p>	<p>建築住宅課</p>

事業内容	所 管
<p>61 女性の活躍支援</p> <p>○ 誰もが働きがいや生きがいを持ち、幸せで豊かな暮らしを築いていけるよう、育児・介護休暇の取得や働く環境の向上など、ワークライフバランスの推進を図ります。また、女性起業家の育成をはじめ、あらゆる女性の多様な生き方・働き方を促進します。</p>	<p>地域振興課</p>
<p>62 シルバー人材センターの活動支援</p> <p>○ 高齢者が能力や経験を活かし、働きながら地域社会の発展に寄与し、生きがいを持って社会参加できるよう、また、就労の場の確保を図るためシルバー人材センターへの支援を行います。</p>	<p>長寿介護課</p>



推進施策③**高齢者や障がいのある人の就労・社会参加支援**

世代を問わず自分らしく生きがいを感じるためには就労や社会参加、人とのつながりが重要です。障がいのある人や高齢者が生きがいをもって自分らしく自立できるよう支援します。

事業内容	所 管
<p>63 高齢者・障がいのある人の就労機会の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こまつ障害者就業・生活支援センターにジョブコーチを配置し、求職から就職後まで継続して障がいのある人や雇用する企業をサポートします。 ○ 特別支援学校の卒業生については、在学中から相談支援専門員やこまつ障害者就業・生活支援センター、ハローワークと連携し、卒業後の進路や生活についての支援を行います。 ○ 障がいのある方、高年齢者の就労機会を確保するため、職業訓練にかかる経費に対する支援を行います。 ○ 高齢となっても、生き生きと働くことができるよう、ハローワークや民間企業との連携により、働く場の確保を図ります。 	<p>ふれあい福祉課</p> <p>ふれあい福祉課 基幹相談支援センター</p> <p>商工労働課</p> <p>シルバー人材センター</p>
<p>64 障がいのある人の雇用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人を継続的に雇用する事業主に対し継続雇用奨励金を交付し、障がい者雇用の安定と促進を図ります。 	<p>ふれあい福祉課</p>

事業内容	所 管
<p>65 専門機関, 福祉サービス事業者の連携による余暇活動等の推進</p> <p>○ 障がいのある人等の個別のニーズに対応できるよう, 相談支援事業所, こまつ障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携し, ケアマネジメント体制を整備し, 障がいのある人の余暇活動を推進します。</p> <p>○ 家に閉じこもりがちな高齢者や一人暮らしの高齢者などにいきいきサロン等の地域活動への参加を促し, 余暇活動の充実を支援します。</p>	<p>ふれあい福祉課 基幹相談支援センター 小松市社会福祉協議会</p> <p>長寿介護課</p>



重点目標 5 市民の生活を守る安心・安全なまち

推進施策① 成年後見制度の利用の促進

認知症，知的障がい，精神障がい等により判断能力が十分でない人が，成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い，その人の生命，身体，財産等の権利を尊重して擁護することにより，地域で安心して暮らし続けることができる社会を目指します。

事業内容	所 管
<p>66 利用者がメリットを実感できる制度の運用</p> <p>○ 高齢者・障がいの特性に応じた意思決定支援を行い，制度利用により権利擁護が図れるように努めます。</p> <p>○ 受任者調整会議を開催し，利用者の心身状態・社会的背景を考慮した上で候補者を推薦します。また，後見開始後の後見人等の交代の必要がある場合も家庭裁判所と連携し，受任者調整会議にて候補者を推薦する体制を整えます。</p> <p>○ 利用者の意思を反映した支援を行うために，早い時期から保佐・補助・任意後見制度が利用できるように制度の周知を行い，相談体制を整えます。</p>	<p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p>

事業内容	所 管
<p>67 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</p> <p>○ 権利擁護に関する支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進めます。</p> <p>○ 個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する会議体を設置し、チームを支援するためのケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う「協議会」を設置します。</p> <p>○ 地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、ネットワークの調整役としての機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能を持たせます。</p> <p>○ 地域連携ネットワーク及び中核機関では、(ア) 広報機能 (イ) 相談機能 (ウ) 成年後見制度利用促進機能 (エ) 後見人支援機能の 4 つの機能について、段階的・計画的に整備します。</p> <p>○ 中核機関が担うべき業務は、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整して実施します。</p> <p>○ 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、県と連携し市民後見人候補者等を育成しその支援を行うとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を確保します。</p> <p>○ 市民後見人候補者を法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動できる体制を整え、市民後見人の育成を行います。</p>	<p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p>

事業内容	所 管
<p>68 不正防止の徹底と制度利用のしやすさとの調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正防止に関し、親族後見人等についての相談支援体制を検討していきます。また、金融機関や診断書を作成する医療機関と連絡・協力体制を築きます。 ○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、チーム支援の充実をはかることで、不正の未然防止や早期発見への対応を行います。 	<p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p>
<p>69 成年後見制度を必要とする誰もが利用できる制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域で成年後見制度にかかる相談を受けられる体制を整えます。 ○ 成年後見制度の利用を必要とする人で申立手続きを行う親族等がない場合、市長申立による成年後見手続きを円滑に行う体制を整えます。 ○ 成年後見申立にかかる費用を負担することが困難な人に対して費用助成を行います。 ○ 後見人等への報酬を支払うことが困難な人に対して報酬費用の助成を行い、後見人の担い手確保に努めます。 	<p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p> <p>長寿介護課 ふれあい福祉課 くらしあんしん相談センター</p>

推進施策②

デジタル化によるスマートシティの推進

ICT, AIなどの最新技術, テクノロジーを活用し, 日常生活の安全性や快適性, 利便性の向上を図ります。

事業内容	所 管
<p>70 安心通報システム等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり暮らしの高齢者等が安心して日常生活を送れるよう, 緊急通報と安否確認のための通報装置を設置し, 緊急時や相談等に対応します。 ○ 聴覚・言語機能等の障がいや高齢により, 音声での緊急通報が困難な人や不安に感じている人のため, NET119 緊急通報システムやFAX119の利用を推進します。 ○ 聴覚に障がいがある人が, 「小松市LINE公式アカウント」により, スマートフォンやタブレット端末で, 災害発生や防災に関する情報を迅速に得られるよう, 登録の推進を図ります。 	<p>長寿介護課</p> <p>ふれあい福祉課 長寿介護課 消防本部</p> <p>消防本部</p>



事業内容	所 管
<p>71 情報提供の推進</p> <p>○ 広報こまつをはじめホームページや SNS 等を活用し、福祉・介護・子育て・健康分野に関するわかりやすい情報の提供を推進します。また、ICT 技術を活用し、申請手続き等の電子化を図ります。</p> <p>○ メール相談を開設し周知を行うとともに、LINE 防災や市のホームページを活用し特殊詐欺などの情報を適時に行い周知啓発を図ります。</p>	<p>ふれあい福祉課 長寿介護課 いきいき健康課 子育て支援課 こども家庭センター 子育て環境課</p> <p>くらしあんしん相談センター</p>
<p>72 福祉サービスのデジタル化の推進</p> <p>○ デジタル化等の最新技術を活用し、様々な事態においても対応できる福祉サービスの提供を推進します。</p> <p>○ 認知症等により行方不明になった場合に早期発見・保護できるよう、検索支援アプリ「みまもりあい」を普及し、地域の見守り体制を強化します。</p> <p>○ ICT 技術を活用し、視覚・聴覚に障がいのある人への情報提供及びコミュニケーション支援の充実を図ります。</p>	<p>ふれあい福祉課 長寿介護課 子育て支援課</p> <p>長寿介護課</p> <p>ふれあい福祉課</p>

推進施策③**住宅環境整備の促進**

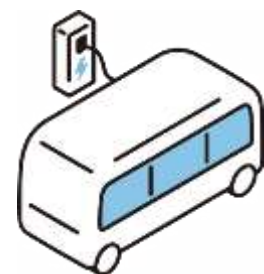
高齢者や障がい者等が快適に生活していくためには、個人に合った住宅環境の整備が必要です。一人でも多くの方が、地域でより安心・安全に生活ができる環境の整備が求められています。

事業内容	所 管
73 高齢者・障がいのある人の住宅改善の促進 ○ 介護を要する高齢者の在宅生活の維持向上を図るため、介護保険の居宅介護住宅改修の支給や高齢者自立支援型住宅リフォーム推進事業を推進します。 ○ 下肢や体幹に障がいのある人の在宅生活の維持向上を図るため、日常生活用具における住宅改修費の助成を行います。	長寿介護課 ふれあい福祉課
74 市営住宅の提供 ○ 住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で市営住宅を提供し、住民生活の安定と社会福祉の増進を図ります。	建築住宅課

推進施策④	公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備の促進
-------	------------------------------

すべての人が安心・安全な共生社会を構築するために、市有施設や道路などのバリアフリー化，ユニバーサルデザイン化を推進します。

事業内容	所 管
75 道路・公園等の整備促進 ○ 高齢者や障がいのある人等の利用が多く見込まれる経路や補修・改善が必要な箇所について，市民の意見を取り入れながら，安全で安心して利用できる歩行エリアの確保とバリアフリー化に努めます。 ○ 市保有施設の整備はもとより，公共性のある民間建築物等については，障がいのある人等が円滑に利用できるよう啓発指導し，施設の整備を図ります。	まちデザイン課 緑花公園課 道路課 建築住宅課 まちデザイン課 緑花公園課 道路課 建築住宅課
76 交通ネットワークの再構築 ○ 地域交通の利便性向上や利用促進に向け，市民ニーズに対応したバス交通の再編を図るとともに，地域が運行主体となった乗り合いワゴン等の運行により，みんなで支え合う地域交通の構築を推進します。	地域交通政策室



推進施策⑤

地域防災力の強化

万が一の場合に備えるためには、日ごろからの近所同士の声かけや支え合いが大切です。地域のつながりを強化することで、地域住民が主体となった緊急事態への対応や、災害に備えた体制の整備につなげていきます。

事業内容	所 管
<p>77 地域で守る長寿防火推進</p> <p>○ 高齢者世帯の安全を守るため、連動型住宅用火災報知機の設置を推進します。</p>	<p>消防本部</p>
<p>78 長寿安心ネットの推進</p> <p>○ 高齢者世帯の安全を守るため、防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行います。</p>	<p>消防本部</p>
<p>79 自主防災組織等との連携強化</p> <p>○ 小松市自主防災組織連絡協議会を通して、各自自主防災組織の連携強化を図ります。</p> <p>○ 避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織に対し避難行動要支援者の同意名簿の情報提供を行います。</p> <p>○ 平常時から自主防災組織や民生委員等の避難支援者関係者に避難行動要支援者名簿の情報を活用し、地域の防災力向上に努めます。</p> <p>○ 各自主防災組織に個別避難計画の作成を依頼し、災害時の避難行動要支援者の避難支援を推進します。</p> <p>○ 発災時には、避難所に避難されている方をはじめ、被災者の健康管理や地域での感染症拡大予防のため、各自主防災組織との連携の強化を図ります。</p>	<p>危機管理課 消防本部</p> <p>ふれあい福祉課</p> <p>ふれあい福祉課 危機管理課 消防本部</p> <p>危機管理課 消防本部</p> <p>危機管理課 消防本部</p>

事業内容	所 管
<p>80 全ての人の予防・安全対策</p> <p>○ 熱中症や感染症等の流行状況や予防対策等の周知，情報提供に努めることで，健康危機に対する意識向上に取り組みます。</p> <p>○ 大規模な自然災害の発生に備え，事業継続計画（BCP）を策定するなど高齢者，障がい者，妊産婦等の要配慮者の安全の確保及び防災・減災対策の取り組みを推進します。</p> <p>○ 観光客，外国人にも迅速かつ円滑な避難誘導などが行えるよう配慮します。</p>	<p>ふれあい福祉課 長寿介護課 子育て環境課 いきいき健康課</p> <p>ふれあい福祉課 長寿介護課 子育て環境課 いきいき健康課</p> <p>危機管理課 観光交流課 地域振興課</p>



資料

【資料】

表1 人口構成

(単位：人)

項目 \ 年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口	106,885	106,416	106,115	105,484	104,785
年少人口（0～14歳）	13,682	13,421	13,177	12,849	12,573
（割合）	12.8%	12.6%	12.4%	12.1%	11.9%
高齢者人口（65歳以上）	30,632	30,534	30,588	30,517	30,496
（割合）	28.6%	28.6%	28.8%	28.9%	29.1%
74歳以下の高齢者人口	14,595	13,552	12,900	12,147	11,765
（割合）	13.6%	12.7%	12.1%	11.5%	11.2%
75歳以上の高齢者人口	16,037	16,982	17,688	18,370	18,731
（割合）	15.0%	15.9%	16.6%	17.4%	17.8%

※各年度12月末日現在の住民基本台帳

表2 5年間の出生と死亡

(単位：人)

項目 \ 年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
出生	750	749	725	652	679
死亡	1,187	1,270	1,350	1,401	1,356

※各年12月末日現在の住民基本台帳

表3 学齢前児童数と認定こども園・保育園（所）・幼稚園入園児数の推移 (単位：人)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学齢前児童数 A	5,127	4,958	4,787	4,605	4,477
認定こども園・保育園 (所) 児童数 B	4,062	3,963	3,870	3,744	3,688
幼稚園児童数 C	84	68	58	35	16
入園児童割合 (B+C) / A	80.9%	81.3%	82.1%	82.1%	82.7%

※各年度4月1日現在

表4 身体障害者手帳の交付 (令和7年3月31日現在) (単位：人)

等級別	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	計
1級	90	26	1	432	689	1,238
2級	67	69	3	457	14	610
3級	21	32	16	417	351	837
4級	16	52	12	446	250	776
5級	24	1	0	108	0	133
6級	8	111	0	83	0	202
計	226	291	32	1,943	1,304	3,796

※1級・2級が重度, 3級・4級が中度, 5級・6級が軽度

表5 療育手帳の交付

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

区分	A (重度)		B (中軽度)		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
交付数	44	222	152	482	900

表6 精神障害者保健福祉手帳の交付

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

区分	1級 (重度)	2級 (中度)	3級 (軽度)	合計
交付数	49	772	151	972